



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 2月17日火曜日 第1533号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	141
字の区域の変更（＃）.....	141
新たに生じた土地の確認（弓削町）.....	141
字の区域の変更（＃）.....	141
新たに生じた土地の確認（生名村）.....	142
新たに生じた土地の確認（生名村）.....	142
新たに生じた土地の確認（大三島町）.....	142
字の区域の変更（＃）.....	142
新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	142
字の区域の変更（＃）.....	142
医療機関の指定.....	142
指定医療機関の名称の変更.....	143
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更（3件）.....	143
指定医療機関の廃止の届出.....	144
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	144
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	144
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	144
指定介護機関の名称の変更.....	145
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	145
肥料登録有効期間の更新.....	145
解除予定保安林.....	145
漁業免許の内容等の公示（一斉切換え）.....	146
建設業者の許可の取消し.....	152
収用及び使用の手続の開始.....	153
公有水面埋立免許の出願.....	153
開発行為に関する工事の完了.....	154

公 告

ネットワークシステム運用管理業務の委託.....	154
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託（2件）.....	155

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務の委託.....	157
清掃業務の委託.....	158
重油の購入.....	159

任 免 辞 令

河野 寛.....	160
-----------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町土生295の2、297、303の2、580、582、641、642、656の1及び656の2並びに鎌田1の地先	1,596.08

○愛媛県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
土生	弓削町土生295の2、297、303の2、580、582、641、642、656の1及び656の2並びに鎌田1の地先公有水面埋立地	1,596.08

○愛媛県告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、弓削町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は弓削町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
弓削町鎌田1、2及び2の2の地先	5,924.04

○愛媛県告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、弓削町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
鎌田	弓削町鎌田1、2及び2の2の地先	5,924.04

○愛媛県告示第 290 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、生名村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は生名村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
生名村622の1、622の2、967の2、968の2、969の1、969の2、970から972まで、974の1、975から977まで、980、981、1268、1269及び1275の地先	1,111.65

○愛媛県告示第 291 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、生名村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は生名村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
生名村622の1、622の2、967の2、968の2、969の1、969の2、970から972まで、974の1、975から977まで、980、981、982の1、1268、1269及び1275の地先	3,437.67

○愛媛県告示第 292 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大三島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は大三島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
大三島町大字明日2570及び2572の1から2572の5まで並びに大字宮浦9097の地先	6,326.26

○愛媛県告示第 293 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大三島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字明日	大三島町大字明日2570及び2572の1から2572の5まで並びに大字宮浦9097の地先 公有水面埋立地	4,729.10
大字宮浦	大三島町大字宮浦9097及び大字明日2572の3の地先 公有水面埋立地	1,597.16

○愛媛県告示第 294 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
宇和島市本九島1859の2、1860の1、1860の2、1861、1863の3、1863の5、1863の7、1863の9及び1863の10の地先	2,128.33

○愛媛県告示第 295 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
本九島	宇和島市本九島1859の2、1860の1、1860の2、1861、1863の3、1863の5、1863の7、1863の9及び1863の10の地先 公有水面埋立地	2,128.33

○愛媛県告示第 296 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村上 医 院	医療法人村上医院	越智郡吉海町大字本庄2988番地1	平成16年 1月1日
森田デンタルクリニック	森 田 正 二	越智郡伯方町木浦甲1243-1	平成16年 1月1日
麻生田 医 院	麻生田 幸 雄	宇和島市中央町一丁目3-14	平成15年 12月1日
中村脳神経外科	中 村 貢	伊予市米湊786番1	平成16年 2月1日
三好整形外科医院	医療法人瀬戸医心会	北条市小川甲82番地	平成16年 1月1日

○愛媛県告示第 297 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
川東リハビリクリニック	矢野整形外科医院	矢野 博	新居浜市郷二丁目6番2号	平成15年12月25日
医療法人寿生会三好医院	医療法人寿生会みよし循環器クリニック	医療法人寿生会	伊予三島市寒川町1181 - 1	平成15年12月5日

○愛媛県告示第 298 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	（変更後） 訪問看護ステーション医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	平成15年12月1日
		（変更前） 訪問看護ステーション医師会中央		

○愛媛県告示第 299 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目6 - 23	済生会今治訪問看護ステーション	（変更後） 今治市北日吉町一丁目7番43号	平成15年12月1日
			（変更前） 今治市喜田村七丁目1番6号	

○愛媛県告示第 300 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	（変更後） 松山市山西町997番地1	済生会今治訪問看護ステーション	今治市北日吉町一丁目7番43号	平成15年12月2日
	（変更前） 松山市大手町二丁目6 - 23			

○愛媛県告示第 301 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
村上医院	村上典吉	越智郡吉海町大字本庄 2988番地1	平成16年 1月1日

森田歯科医院	森 田 宏	越智郡伯方町木浦甲12 44 - 1	平成16年 1月1日
麻生田医院	麻生田 幸 雄	宇和島市中央町二丁目 3 - 1	平成15年 12月1日
ウチマス薬局本店	内 舂 富 男	宇和島市佐伯町一丁目 1 番 9 号	平成16年 1月1日
三好整形外科医院	三 好 諄	北条市小川甲82番地	平成16年 1月1日

○愛媛県告示第 302 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
森 田 正 二	越智郡伯方町木浦甲1243 - 1	森田デンタルクリニック	越智郡伯方町木浦甲1243 - 1	平成16年 1月1日
有限会社ルメールいわた	伊予郡砥部町宮内636番地	ケアサポートえがお	伊予郡砥部町宮内636番地	平成16年 1月28日
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地 1	社会福祉法人恩賜財団済生 会今治第二病院	今治市北日吉町一丁目 7 番 43号	平成15年12月 1日
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38 号	株式会社悠遊社今治事業所	今治市片山二丁目 9 - 12	平成16年 1月22日
有限会社ライズ	宇和島市佐伯町一丁目 1 - 13	ヘルパーステーションここ ろ	宇和島市佐伯町一丁目 1 - 13	平成15年12月 1日
株式会社ケアメイツ・ネッ トワーク	松山市天山二丁目 5 番 5 号	アトムケアサポート伊予	伊予市下吾川1513 - 4	平成15年12月 4日

○愛媛県告示第 303 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38 号	株式会社悠遊社今治事業所	今治市片山二丁目 9 - 12	平成16年 1月22日
社会福祉法人恩賜財団済生 会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地 1	在宅介護支援センターさい せい	今治市喜田村七丁目 1 番 6 号	平成15年12月 1日
介護サービスあすなろ有限 会社	宇和島市本町追手二丁目 1 番41号	介護サービスあすなろ有限 会社	宇和島市本町追手二丁目 1 番41号	平成15年12月24日

○愛媛県告示第 304 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業

を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅の介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人社団久和会	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	（変更後） 医療法人社団久和会立花病院	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	平成15年12月1日
		（変更前） 医療法人社団久和会立花外科病院		
社団法人新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	（変更後） 訪問看護ステーション医師会	新居浜市庄内町四丁目7番54号	平成15年12月1日
		（変更前） 訪問看護ステーション医師会中央		

○愛媛県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関が、名称を次のように変更した。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
医療法人社団久和会立花外科病院	医療法人社団久和会立花病院	医療法人社団久和会	新居浜市喜光地町一丁目13番29号	平成15年12月1日

○愛媛県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅の介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
森 田 宏	越智郡伯方町木浦甲1243-1	森田歯科医院	越智郡伯方町木浦甲1244-1	平成16年1月1日
株式会社ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山二丁目5番5号	アトムケアサポート砥部	伊予郡砥部町高尾田718番地	平成15年12月4日

○愛媛県告示第307号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年2月19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地

○愛媛県告示第308号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字田滝乙232の3、乙199の2・乙200の1・乙216の1・乙217・乙223・乙224の1・乙225・乙226・乙227の1・乙227の3（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び丹原町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第309号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業等の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

(1) 共同漁業

ア 免許番号 宇共第51号

(ア) 免許の内容たるべき事項

a 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から4月30日まで
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	いわのり漁業	"
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	かき漁業	"
"	あわび漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"

b 漁場の位置 東宇和郡明浜町地先

c 漁場の区域

A から西宇和郡三崎町梶谷鼻見通し線と、B から宇和島市遊子赤碓鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から 600メートル以内の区域、東宇和郡明浜町三双婆の周辺最大高潮時海岸線から 600メートル以内の区域、及び、アイ、イCの2直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 東宇和郡明浜町と西宇和郡三瓶町との最大高潮時海岸線における境界

B 東宇和郡明浜町旧高山村と同町旧豊海村との最大高潮時海岸線における境界

C 東宇和郡明浜町と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

点 ア B から宇和島市遊子赤碓鼻見通し 600メートルの点

イ C から北宇和郡吉田町小松鼻見通し線と東宇和郡明浜町大字渡江根崎鼻から北宇和郡吉田町白浦ゲップ岩見通し線との交点

(1) 関係地区 東宇和郡明浜町

イ 免許番号 宇共第52号

(7) 免許の内容たるべき事項

a 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

b 漁場の位置 東宇和郡明浜町大字狩浜水越島地先

c 漁場の区域

アを中心として半径55メートル以内の区域

基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜水越島中央灯台

B 東宇和郡明浜町大字依津小大崎大小島南端

点 ア A から 181度の線とBから222度の線との交点

(1) 関係地区 東宇和郡明浜町

(2) 区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第231号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜窓いそ東側立岩南端標識 B 東宇和郡明浜町大字狩浜ナガレ西側立岩南端標識 点 ア A から宇和島市三浦権現山山頂見通し30メートルの点 イ A から宇和島市三浦権現山山頂見通し160メートルの点 ウ B から宇和島市遊子美地島島頂見通し180メートルの点 エ B から宇和島市遊子美地島島頂見通し50メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第232号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜小小谷と畑の浦との境界点の標識 B 東宇和郡明浜町大字狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア A から宇和島市三浦権現山山頂見通し100メートルの点 イ A から宇和島市三浦権現山山頂見通し300メートルの点 ウ B から宇和島市三浦権現山山頂見通し160メートルの点 エ B から宇和島市三浦権現山山頂見通し10メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第233号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜3の1469（明浜漁業協同組合所有地）東角標識 B A から護岸沿い西へ30メートルの標識	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり

					<p>点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜オタバヤ川河口左岸角見通し50メートルの点</p> <p>イ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜オタバヤ川河口右岸角見通し50メートルの点</p>		
宇区第234号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識</p> <p>B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識</p> <p>点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜うどの鼻南端見通し40メートルの点</p> <p>イ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜うどの鼻南端見通し40メートルの点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第235号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識</p> <p>B 東宇和郡明浜町大字狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ30メートルの標識</p> <p>C 東宇和郡明浜町大字狩浜本浦川河口左岸端から護岸沿い北へ20メートルの標識</p> <p>点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜狩浜郵便局西端見通し線</p> <p>イ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜門の脇集会所西端見通し線</p> <p>ウ Aから東宇和郡明浜町大字狩浜だけの鼻見通し線とBから東宇和郡明浜町大字狩浜門の脇集会所西端見通し線との交点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第236号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜2の2104の2の標識</p> <p>B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識</p> <p>点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し40メートルの点</p> <p>イ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し30メートルの点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第237号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線A B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜2の1295(佐藤宏二所有地)前護岸東端付根</p> <p>B Aから護岸沿い西端付根</p> <p>点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し30メートルの点</p> <p>イ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し30メートルの点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第238号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜仏崎東角標識</p> <p>B 東宇和郡明浜町大字狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し200メートルの点</p> <p>イ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦間口見通し250メートルの点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第239号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜仏崎東角標識</p> <p>B 東宇和郡明浜町大字狩浜間口南西角標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し200メートルの点</p> <p>イ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦間口見通し200メートルの点</p>	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり

宇区第240号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字渡江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字渡江ぎおん鼻標識 B 東宇和郡明浜町大字渡江古網代鼻新田90の2西角標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字渡江新田西角見通し20メートルの点 イ Bから東宇和郡明浜町大字渡江だけの鼻北西角見通し30メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第241号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字俵津根崎鼻東角標識 B 東宇和郡明浜町大字俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津小網代狸穴見通し100メートルの点 イ Bから東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北角見通し390メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第242号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及びイEの5直線とD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字俵津3の22の5標識 B 東宇和郡明浜町大字俵津宮崎川河口右岸端標識 C 東宇和郡明浜町大字俵津9の162の10の標識 D 東宇和郡明浜町大字俵津9の169の2防波堤北側付根 E 東宇和郡明浜町大字俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識 点 ア BからD見通し線とCから東宇和郡明浜町大字俵津東川河口右岸端見通し線との交点 イ Bから東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根見通し線とCから東宇和郡明浜町大字俵津東川河口右岸端見通し線との交点 ウ Aから北宇和郡吉田町丸石見通し線とBから東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根見通し線との交点 エ Aから北宇和郡吉田町丸石見通し線とEから東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根見通し線との交点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第243号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字俵津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字俵津3の22の5標識 B 東宇和郡明浜町大字俵津3の146の1前防波堤西側突端 C 東宇和郡明浜町大字俵津宮崎川河口右岸端標識 点 ア Cから東宇和郡明浜町大字俵津9の169の2防波堤北側付根見通し30メートルの点 イ Cから東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根見通し35メートルの点 ウ Bから192度50分96メートルの点 エ Aから北宇和郡吉田町丸石見通し95メートルの点 オ Aから北宇和郡吉田町丸石見通し300メートルの点 カ Cから東宇和郡明浜町大字俵津9の169の2防波堤北側付根見通し90メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第244号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字俵津2の891の1(毛利喬所有地)の南角標識 B 東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津9の162の10(藤本雅男所有地)の南東角見通し100メートルの点 イ Bから東宇和郡明浜町大字俵津楠ヶ浦県道堀切見通し150メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり

宇区第245号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字俵津地先	A B、B C、C ア、アイ、イウ及びウ D の6 直線とA D間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字俵津二ベ網代南端標識 B 東宇和郡明浜町大字俵津大小島南西部標識 C 東宇和郡明浜町と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界（長持岩） D 東宇和郡明浜町大字俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Cから北宇和郡吉田町小松鼻見通し600メートルの点 イ Cから230度880メートルの点 ウ Dから東宇和郡明浜町大字俵津楠ヶ浦県道掘切見通し150メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第246号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4 直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜水越島中央 点 ア Aから334度見通し線110メートルの点 イ Aから284度見通し線485メートルの点 ウ Aから259度見通し線485メートルの点 エ Aから206度見通し線110メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(3) 特定区画漁業

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第375号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4 直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字田之浜西防波堤（旧防波堤）北側付根から150メートルの標識 B 東宇和郡明浜町大字田之浜西の国道電話線電柱タノハマ1401 点 ア Aから宇和島市遊子高島西角見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西角見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子津之浦東端見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市遊子津之浦東端見通し100メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2のとおり
宇特区第376号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4 直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字田之浜東突西側付根 B 東宇和郡明浜町大字田之浜中防波堤東側付根 点 ア Aから212度30メートルの点 イ Aから212度160メートルの点 ウ Bから200度160メートルの点 エ Bから200度50メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2のとおり
宇特区第377号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	東宇和郡明浜町大字宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4 直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い北へ30メートルの標識 B 東宇和郡明浜町大字宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し50メートルの点 イ Aから東宇和郡明浜町大字狩浜水越島灯台見通し240メートルとの点 ウ Bから北宇和郡吉田町貝の浦赤崎鼻見通し210メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町貝の浦赤崎鼻見通し20メートルの点	東宇和郡明浜町	別記2のとおり

字特区 第378 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	東宇和郡明浜 町大字宮野浦 地先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字宮野浦1224番地(旧造船所)西側護岸から西へ50メートルの標識 B Aから西へ225メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字奥浦間口見通し最大低潮時海岸線より30メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字奥浦間口見通し170メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦大良鼻見通し170メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦大良鼻見通し最大低潮時海岸線より30メートルの点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり
字特区 第379 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	東宇和郡明浜 町大字高山地 先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字高山小僧都の国道電力電柱タカヤマ210 B 東宇和郡明浜町大字高山小僧都の国道電力電柱タカヤマ209 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字宮野浦子持ち岩見通し最大低潮時海岸線から10メートルの点 イ Aから東宇和郡明浜町大字宮野浦子持ち岩見通し線170メートルの点 ウ Bから東宇和郡明浜町大字宮野浦1224番地(旧造船所)見通し170メートルの点 エ Bから東宇和郡明浜町大字宮野浦1224番地(旧造船所)見通し最大低潮時海岸線から10メートルの点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり
字特区 第380 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	東宇和郡明浜 町大字狩浜地 先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜越ノ浦護岸西角標識 B 東宇和郡明浜町大字狩浜越ノ浦鼻から西へ100メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町ふくごんじ見通し100メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町ふくごんじ見通し330メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町ふくごんじ見通し280メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町ふくごんじ見通し50メートルの点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり
字特区 第381 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	東宇和郡明浜 町大字狩浜地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 東宇和郡明浜町大字狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎旧防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 東宇和郡明浜町大字狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜うどの鼻西角見通し線と東宇和郡明浜町狩浜不動岬東角見通し線との交点 イ Cから東宇和郡明浜町大字狩浜不動崎見通し線とDから東宇和郡明浜町大字狩浜島の元南端見通し線との交点 ウ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから東宇和郡明浜町大字狩浜島の元南端見通し線との点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり
字特区 第382 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	東宇和郡明浜 町大字渡江地 先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東宇和郡明浜町大字渡江だけの鼻東南角 B 東宇和郡明浜町大字渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字渡江根崎鼻南角見通し30メートルの点 イ Aから東宇和郡明浜町大字渡江根崎鼻南角見通し線190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり

宇特區 第383 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から 12月31 日まで	東宇和郡明 浜町大字渡 江地先	アイ、イ ウ、ウエ 及びエア の4直線 によって 囲まれた 区域 基点 A 東宇和 郡明浜町 大字渡江 うどの鼻 北西角 B 東宇和 郡明浜町 大字渡江 間口北側 臨海道路 終点より 北60メー トルの標 識 点 ア Aから 53度70 メートル の点 イ Aから 53度24 5メートル の点 ウ Bから 東宇和郡 明浜町大 字渡江5 9の1作 業場見通 し205メ ートルの 点 エ Bから 東宇和郡 明浜町大 字渡江5 9の1作 業場見通 し30メー トルの点	東宇和郡 明浜町	別記2の とおり
------------------	-----------------	------------------	----------------------------	-----------------------	--	-------------	-------------

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

2 免許予定日

平成16年 4月 1日

3 申請期間

平成16年 2月17日から 3月15日まで

4 存続期間

(1) 共同漁業

平成16年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

(2) 区画漁業

平成16年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

(3) 特定区画漁業

平成16年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

○愛媛県告示第 310 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般・特 - 14) 第5128号	平成14年 8月 1日	(株)岸本設計工務	岸本幸一郎	松山市北井門町11 - 1	平成16年 1月 7日	管工事業	建設業の一部廃止
(般 - 13)第14921号	平成14年 2月 4日	高電(有)	高橋 晃司	新居浜市新田町1 - 2 - 34	平成16年 1月15日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第10232号	平成13年 7月29日	(株)ムツミ	松本 邦彦	北条市辻160 - 1	平成16年 1月19日	建築工事業	建設業の一部廃止
(般 - 12)第9048号	平成13年 2月25日	(有)旭建設	森田 貞夫	東予市周布2189	平成16年 1月19日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第11400号	平成14年 1月28日	赤石建設(有)	藤原 啓治	越智郡上浦町大字井口 2800	平成16年 1月20日	造園工事業	建設業の一部廃止
(般 - 12)第5587号	平成12年 9月18日	(有)大地建設	小山喜美男	松山市久保田町20 - 13	平成16年 1月20日	管工事業	建設業の一部廃止
(般 - 13)第6440号	平成13年 10月18日	富士興業(株)	梶谷 宰平	新居浜市磯浦町13 - 2	平成16年 1月21日	建築工事業	建設業の一部廃止
(般 - 13)第13394号	平成13年 5月20日	(株)アローテクノ愛媛	忠内 伸安	松山市北土居町513	平成16年 1月26日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第11111号	平成13年 2月21日	弘進建設	尾上 弘	松山市古川北3 - 9 - 6	平成16年 1月27日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第11378号	平成14年 1月11日	今井土木建設	今井 克志	周桑郡小松町明穂甲61 8	平成16年 1月29日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第13528号	平成13年 9月 5日	(有)西原建築設計	西原 伸介	松山市樽味2 - 6 - 20	平成16年 1月30日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 311 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第34条の 3 の規定により、次のとおり収用及び使用の手の開始を告示する。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（伊予インター関連・愛媛県伊予市下吾川字馬塚地内から同県伊予郡松前町大字筒井字竹垂木地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 手が開始される土地
 - (1) 収用の手が開始される土地
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田字一ノ宮及び字畑田、大字北黒田字粟津、字唐崎及び字石山、大字浜字萱田、大字東古泉字茂賀利田及び字壱町地並びに大字筒井字外側及び字竹垂木地内
 - (2) 使用の手が開始される土地
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田字一ノ宮及び字畑田、大字北黒田字粟津、字唐崎及び字石山、大字浜字萱田、大字東古泉字茂賀利田及び字壱町地並びに大字筒井字外側及び字竹垂木地内
- 4 手が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県伊予郡松前町役場

○愛媛県告示第 312 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び弓削町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
弓削町
越智郡弓削町下弓削 210 番地
代表者 弓削町長 木下良一
越智郡弓削町太田 101 番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
 - (ア) 1 工区
越智郡弓削町上弓削 366 番地先の公有水面
 - (イ) 2 工区
越智郡弓削町上弓削 361 番から同1909番までの地先公有水面
 - イ 区域
 - (ア) 1 工区
次の 1 点から 4 点までを順次直線で結んだ線並びに 4 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D

・L・+3.84メートル）における陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属錐）は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

1 点は、基点から真北 205 度38分46秒180.06メートルの地点

2 点は、1 点から真北 320 度40分11秒 16.60 メートルの地点

3 点は、2 点から真北50度40分11秒 19.38 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 156 度08分10秒 19.48 メートルの地点

(イ) 2 工区

次の 5 点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と 5 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）における陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属錐）は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

5 点は、基点から真北 184 度59分24秒197.26メートルの地点

6 点は、5 点から真北 348 度35分49秒6.67メートルの地点

7 点は、6 点から真北 309 度33分45秒 13.38 メートルの地点

8 点は、7 点から真北16度11分14秒 12.90 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 106 度11分14秒4.50メートルの地点

10点は、9 点から真北16度11分14秒5.00メートルの地点

11点は、10点から真北 286 度11分14秒4.50メートルの地点

12点は、11点から真北16度11分14秒 31.00 メートルの地点

13点は、12点から真北 106 度11分14秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北16度11分14秒4.30メートルの地点

15点は、14点から真北 286 度11分14秒1.00メートルの地点

16点は、15点から真北16度11分14秒 11.47 メートルの地点

ウ 面積

1 工区 299.75平方メートル

2 工区 4,496.00平方メートル

合 計 4,795.75平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町上弓削 366 番地先の公有水面及び陸

域

(イ) 2工区

越智郡弓削町上弓削 366 番から同1909番までの地
先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1工区

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線並び
にE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点(越智郡弓削町上弓削1904番1地先の護岸に
設置された金属鈹)は、北緯34度16分41秒、東経 1
33度12分37秒の地点

A点は、基点から真北 211 度19分06秒145.84メー
トルの地点

B点は、A点から真北 156 度00分09秒 34.46メー
トルの地点

C点は、B点から真北 238 度43分17秒 46.34メー
トルの地点

D点は、C点から真北 320 度40分11秒 66.74メー
トルの地点

E点は、D点から真北50度40分11秒 55.00メー
トルの地点

(イ) 2工区

次のF点からT点までを順次直線で結んだ線並び
にT点とF点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点(越智郡弓削町上弓削1904番1地先の護岸に
設置された金属鈹)は、北緯34度16分41秒、東経 1
33度12分37秒の地点

F点は、基点から真北 184 度13分22秒107.22メー
トルの地点

G点は、F点から真北99度33分42秒 25.87メー
トルの地点

H点は、G点から真北 133 度39分38秒 15.08メー
トルの地点

I点は、H点から真北 190 度28分17秒 10.00メー
トルの地点

J点は、I点から真北 107 度14分16秒 13.85メー
トルの地点

K点は、J点から真北 196 度33分32秒 14.82メー
トルの地点

L点は、K点から真北 109 度23分06秒8.51メー
トルの地点

M点は、L点から真北 204 度16分40秒 29.72メー
トルの地点

N点は、M点から真北 205 度53分50秒 24.38メー
トルの地点

O点は、N点から真北 221 度29分29秒 11.19メー
トルの地点

P点は、O点から真北 258 度22分35秒 17.28メー
トルの地点

Q点は、P点から真北 318 度20分34秒 39.28メー
トルの地点

R点は、Q点から真北 308 度55分33秒 39.59メー
トルの地点

S点は、R点から真北 336 度00分09秒 20.91メー
トルの地点

T点は、S点から真北16度11分14秒 48.92メー
トルの地点

ウ 面積

1工区 3,727.58平方メートル

2工区 8,393.16平方メートル

合計 12,120.74平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成16年 1月28日

○愛媛県告示第 313 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15西局建(開)第29号 平成16年 2月 4 日	西条市坂元字本郷下組369番 3	西条市野々市56番地の12 藤 原 光 男

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ネットワークシステム運用管理業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成16年 4月 1 日から平成17年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限
平成16年3月29日(月)午前11時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年3月29日(月)午前11時
愛媛県庁第二別館5階第7会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入

札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Operation management service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m . , 29 March 2004
- (3) For further information , please contact :
Network Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託
 - (2) 委託業務名及び数量
愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務 一式
 - (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
 - (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成16年3月29日(月)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年3月29日(月)午後2時

愛媛県庁第二別館5階第7会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway Network System , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 29 March 2004

(3) For further information , please contact :

Network Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局教育総務課調整管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941 2111 内線 2921

藤 井 靖 久

- (2) 入札書の受領期限
平成16年3月29日(月)午前11時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年3月29日(月)午前11時
愛媛県庁第一別館9階教育委員会会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Operation management and maintenance service for Educational Information and Communication Network System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 29 March 2004
- (3) For further information , please contact : Coordination and Administration Section ,Education General Affairs Division ,Board of Education ,Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho ,Matsuyama ,Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2921

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成16年2月17日

愛媛県立中央病院長

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
愛媛県立中央病院感染性廃棄物処理業務
約 3,500,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき特別管理産業廃棄物の収集及び運搬並びに処分の許可を受けていること。ただし、特別管理産業廃棄物の処分の許可を受けている他の業者が作成した特別管理産業廃棄物の処分引受書で入札説明書で規定する要件に該当するものを提出している者にあつては、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬の許可を受けていれば足りる。
- (3) 委託業務と同程度の感染性廃棄物処理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228
- (2) 入札書の受領期限
平成16年3月29日(月)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付等
ア 交付期間

平成16年2月17日(火)から3月26日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年3月29日(月)午後1時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered :

Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 3 500 000 ℓ

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 29 March 2004

(3) For further information , please contact : Accounting

Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月17日

愛媛県立中央病院長

藤井 靖久

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成16年3月29日(月)午後3時

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成16年2月17日(火)から3月26日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年3月29日(月)午後3時

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered :

Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital , 1 set

(2) Time limit of tender: 3 : 00 p . m . , 29 March 2004

(3) For further information , please contact : Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月17日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

(1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

重油 (J I S K2205 1種2号)

第1回目:約 750,000リットル

第2回目:約 800,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

第1回目:平成16年4月1日から9月30日まで

第2回目:平成16年10月1日から平成17年3月31日まで

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について第1回目の入札にあっては平成15年度の、第2回目の入札にあっては平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

第1回目:平成16年3月29日(月)午後4時

第2回目:平成16年9月27日(月)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目:平成16年2月17日(火)から3月26日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

第2回目：平成16年8月11日（水）から9月24日（金）までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

第1回目：平成16年3月29日（月）午後4時

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

第2回目：平成16年9月27日（月）午後1時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No.2)

1st contract : approximately 750,000 ℓ

2nd contract : approximately 800,000 ℓ

(2) Time limit of tender :

1st contract: 4:00 p.m., 29 March 2004

2nd contract: 1:30 p.m., 27 September 2004

(3) For further information, please contact : Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime

Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

任 免 辞 令

○任免辞令

1月19日

技術主任 河野 寛

死亡